鹿児島県公報

令和７年１月31日（金）第587号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○保安林の指定予定　（森づくり推進課取扱い）１
○保安林の指定予定の通知　（森づくり推進課取扱い）２
○保安林の指定の解除予定　（森づくり推進課取扱い）２
○救急病院等の認定　（保健医療福祉課取扱い）２
○救急病院等に関する申出の撤回　（保健医療福祉課取扱い）２
○くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更　（水産振興課取扱い）３
○くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更　（水産振興課取扱い）３
○くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止の解除　（水産振興課取扱い）３
○県営土地改良事業の計画の変更　（農地整備課取扱い）４
○道路の区域の変更（２件）　（道路維持課取扱い）４
○道路の供用の開始（２件）　（道路維持課取扱い）４
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止　（姶良・伊佐地域振興局取扱い）５
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定　（姶良・伊佐地域振興局取扱い）５

公　　告

○令和６年度行政書士試験合格者公告　（市町村課取扱い）５
○開発行為に関する工事の完了公告（２件）　（建築課取扱い）６

教　育　委　員　会　規　則

○教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）　（教職員課取扱い）７

教育委員会教育長告示

○技能教育のための施設の指定　（高校教育課取扱い）７

選　挙　管　理　委　員　会　告　示

○政治団体の名称等の公表　（選挙管理委員会取扱い）８

告　　示

鹿児島県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所
　西之表市安納字大中野3948番２（次の図に示す部分に限る。）
２　指定の目的
　土砂の崩壊の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
　ア　主伐は，択伐による。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。
令和７年１月31日
鹿児島県知事　　塩田康一
１　保安林予定森林の所在場所
出水市高尾野町江内字下段1204番３
２　指定の目的
土砂の崩壊の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐は，択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
令和７年１月31日
鹿児島県知事　　塩田康一
１　解除予定保安林の所在場所
大島郡徳之島町花徳字嶺地山田1094番，字上城1153番３
２　保安林として指定された目的
水源の涵養（かん）
３　解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第58号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により，次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。
令和７年１月31日
鹿児島県知事　　塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名　　称	所　在　地	認定の有効期間
救急病院	上村病院	薩摩川内市東開聞町９番22号	令和７年２月21日から令和10年２月20日まで

鹿児島県告示第59号

次の医療機関から，救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の申出の撤回があった。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名　　称	所　在　地	撤回年月日
救急病院	公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22	令和６年11月27日

鹿児島県告示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により，くろまぐろ（小型魚）に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　管理の対象となる期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

２　都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量

25.9トン

３　知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	1.9トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	18.0トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	4.9トン

鹿児島県告示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により，くろまぐろ（大型魚）に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　管理の対象となる期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

２　都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量

21.2トン

３　知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	13.4トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	7.7トン

鹿児島県告示第62号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第１項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙１－４に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が，鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなくなったので，鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和２年鹿児島県規則第58号）第２条第１項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用用排水施設整備，農道整備及び土層改良）伊美地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　縦覧書類の名称
　変更後の土地改良事業計画書の写し
２　縦覧期間
　令和７年２月３日から同年３月４日まで
３　縦覧場所
　和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和７年１月31日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字佛ノ井184番12地先から184番９地先まで	前 後	6.8～15.9 7.2～28.1	301.5 302.6

鹿児島県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和７年１月31日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字佛ノ井184番12地先から184番９地先まで	令和７年１月31日

鹿児島県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和７年１月31日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	下東郷阿久根線	阿久根市山下字山下1028番１地先内	前 後	5.5～11.9 11.8～11.9	20.0 20.0

鹿児島県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和７年１月31日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	下東郷阿久根線	阿久根市山下字山下1028番１地先内	令和７年１月31日

姶良・伊佐地域振興局告示第８号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の20第４項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和７年１月31日

姶良・伊佐地域振興局長　　向窪憲和

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
療育サポートハミング	姶良市東餅田1150番地28	リハケアウィング株式会社	曽於市末吉町深川2459番地４	野田　秀明	令和６年12月５日	児童発達支援

姶良・伊佐地域振興局告示第９号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和７年１月31日

姶良・伊佐地域振興局長　　向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Will Go 姶良	姶良市池島町30番23	スマートワーク合同会社	鹿児島市上之園町20番１号	青木真里子	令和７年１月１日	放課後等デイサービス

公　　告

令和６年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第４号）第３条の規定により実施した令和６年度行政書士試験の合格者は，次のとおりである。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

受験番号	受験番号	受験番号
9110001	9110002	9110004
9110012	9110013	9110014
9110033	9110035	9110048
9110087	9110090	9110097
9110117	9120005	9120008
9120019	9120029	9120064
9120065	9120067	9120068
9120072	9120075	9120081
9120100	9120117	9120131
9120135	9120138	9120150
9120160	9120171	9120172
9120187	9120213	9120224
9120226	9120255	9120256
9120275	9120302	9120332

……

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市隼人町松永字野田234番，235番１，235番２，235番３，235番４，235番５，235番６，235番７，235番８，235番９，235番10，235番11，237番１の一部，237番７の一部，237番８の一部，238番，240番の一部，241番，242番及び234番地先里道の一部

２　公共施設の種類，位置及び区域

道路　霧島市隼人町松永字野田234番の一部，235番９，235番10，235番11，238番の一部，240番の一部及び234番地先里道の一部

公園　霧島市隼人町松永字野田234番の一部

３　開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分新町1577番地６

株式会社フレアス不動産

代表取締役　小牟田敏弘

……

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和７年１月31日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（１工区）

霧島市国分広瀬一丁目1031番５，1031番６，1031番７及び1031番８

２　開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分中央四丁目12番22号

株式会社ユニティ

代表取締役　濵田桂太朗

教育委員会規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１月31日

鹿児島県教育委員会教育長　　地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第１号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第３項を次のように改める。

（給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額）

３　当分の間，給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員に対する別表第２の適用については，同表第２のアの表中「１号給8,995円」とあるのは「１号給6,295円」と，「１号給11,083円」とあるのは「１号給7,758円」とし，同表第２のイの表中「１号給9,931円，２号給10,039円，３号給10,147円，４号給10,255円，５号給10,363円，６号給10,471円，７号給10,579円，８号給10,687円，９号給10,795円，10号給10,867円，11号給10,939円」とあるのは，「１号給6,952円，２号給7,029円，３号給7,105円，４号給7,177円，５号給7,254円，６号給7,330円，７号給7,407円，８号給7,483円，９号給7,555円，10号給7,609円，11号給7,659円」とする。

別表第２アの表１級の項中「7,974円，２号給8,041円，３号給8,113円，４号給8,181円，５号給8,253円，６号給8,338円，７号給8,419円，８号給8,505円，９号給8,581円，10号給8,676円，11号給8,766円，12号給8,856円，13号給8,946円」を「8,995円」に改め，同表２級の項中「9,886円，２号給9,963円，３号給10,030円，４号給10,098円，５号給10,174円，６号給10,233円，７号給10,287円，８号給10,345円，９号給10,422円，10号給10,498円，11号給10,575円，12号給10,647円，13号給10,714円，14号給10,804円，15号給10,890円，16号給10,975円，17号給11,052円」を「11,083円」に改める。

別表第２イの表１級の項中「。ただし，１号給7,974円，２号給8,041円，３号給8,113円，４号給8,181円，５号給8,253円，６号給8,338円」を削り，同表２級の項中「8,703円」を「9,931円」に，「8,797円」を「10,039円」に，「8,892円」を「10,147円」に，「8,991円」を「10,255円」に，「9,085円」を「10,363円」に，「9,180円」を「10,471円」に，「9,274円」を「10,579円」に，「9,369円」を「10,687円」に，「9,468円」を「10,795円」に，「9,576円」を「10,867円」に，「9,679円，12号給9,778円，13号給9,886円，14号給9,963円，15号給10,030円，16号給10,098円，17号給10,174円，18号給10,233円，19号給10,287円，20号給10,345円，21号給10,422円，22号給10,498円，23号給10,575円，24号給10,647円，25号給10,714円，26号給10,804円，27号給10,890円，28号給10,975円」を「10,939円」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は，令和６年４月１日から適用する。

教育委員会教育長告示

鹿児島県教育委員会教育長告示第１号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により，次のとおり技能教育のための施設として指定した。

令和７年１月31日

鹿児島県教育委員会教育長　　地頭所恵

１　技能教育のための施設の名称及び所在地

出水郡医師会准看護学校

出水市昭和町18番18号

２　連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

（看護に関する科目）

連携措置に係る科目			連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
専門基礎分野	人体の仕組みと働き		人体の構造と機能
	栄養		
	薬理		疾病の成り立ちと回復の促進
	疾病の成り立ち		
	保健医療福祉の仕組み		健康支援と社会保障制度
	看護と法律		
専門分野	基礎看護	看護概論	基礎看護
		基礎看護技術	
		臨床看護概論	
	成人看護		成人看護
	老年看護		老年看護
	母子看護		母性看護 小児看護
	精神看護		精神看護
	臨地実習	基礎看護	看護臨地実習
		成人看護	
		老年看護	
		母子看護	
		精神看護	

３　指定年月日

令和７年１月24日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第３号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による設立の届出があった政治団体，法第７条第１項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第１項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第３項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和７年１月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長　　松下良成

１　設立の届出があった政治団体

⑴　政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	１以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党桜島支部	磯辺　昭信	川添　和善	鹿児島市野尻町249－２		令和６年12月18日

⑵　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
桜和塾	福田　康造	前田　由美子	霧島市国分姫城3134－１	令和６年12月20日

肝付町を元気にする会	窪田　哲郎	窪田　哲郎	肝属郡肝付町新富34番地	令和６年12月25日
未來の会	中曽根　吏絵	中曽根　吏絵	鹿児島市谷山中央２－702－25－206	令和６年12月18日

２　異動の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あいこう真一後援会	愛甲　真一	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町根占川南3245－１	肝属郡南大隅町根占川北1283番地１	令和６年12月７日
石畑ひろし後援会	福元　祐義	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町根占川北1282－１	肝属郡南大隅町根占山本5638	令和６年12月10日
下鶴隆央後援会	和田　拓郎	主たる事務所の所在地	鹿児島市西坂元町45－２	鹿児島市東千石町３－43	令和６年12月１日
日本遺族政治連盟鹿児島県本部	瀬戸口　吉至	代表者の氏名	瀬戸口　吉至	山元　正光	令和６年12月３日
		会計責任者の氏名	瀬戸口　吉至	山元　正光	
はましま明人後援会	田中　恭二	主たる事務所の所在地	西之表市古田466番地３	西之表市古田455番地	令和６年12月17日

３　解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
しおかぜの会	鹿児島市荒田一丁目42番２号１Ｆ	小幡　雅道	令和６年12月25日
重村健二後援会	霧島市隼人町見次1092－３徳田テナントＣ	重村　健二	令和６年３月31日
橋口ほう後援会	薩摩川内市百次町2275－６	橋口　芳	令和６年12月16日
前田和文後援会	伊佐市大口原田224－１	永田　秀信	令和６年12月７日
森山きよみ後援会	鹿児島市山下町４番18号	山下　周一郎	令和６年12月12日
山内みつのり後援会	霧島市国分中央３－36－16	神田　嘉延	令和６年12月18日

４　資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体

法第19条第３項第２号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
重村　健二	重村健二後援会	令和６年３月31日